

9 大学院の課程の目的等の主な変遷

		課程の目的等			
		大学院	修士課程	博士課程	専門職学位課程
昭和22年	学校教育法の制定	<p>大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	<p>[課程の目的] 修士の学位を与える課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。</p>	<p>[課程の目的] 博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。</p>	
昭和24年	大学院基準の制定 (大学基準協会決定)				
昭和28年	学位規則の制定				
昭和30年	大学院基準の改正				
昭和34年	医学に関する大学院基準の制定 歯学に関する大学院基準の制定 (大学基準協会決定)				
昭和49年	大学院設置基準の制定	<p>研究能力に加え、「高度の専門職業等に必要な高度な能力」を追加</p> <p>[課程の目的] 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p>	<p>課程の目的と「研究者として自立しうる研究能力」とした</p> <p>[課程の目的] 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>		
平成元年	大学院設置基準の改正		<p>「社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力」を追加</p> <p>[課程の目的] 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>		
平成15年	学校教育法改正 大学院設置基準の改正 専門職大学院設置基準の制定	<p>①大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>②大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理</p> <p>[課程の目的] 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p>	<p>[課程の目的] 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p>	